資料３

「八潮市自治基本条例逐条説明書」改訂案

（意見公募）
第２４条 行政は、重要な政策の決定又は 変更に当たっては 、当該政策の案をあらかじめ公表し、市民の意見を求めるものとする。
２　行政は、市民の意見を求めた場合は、提出された意見を十分に考慮するとともに、その結果及び理由を公表しなければならない。

【説明】
①　行政は、重要な政策の決定又は変更するときは、事前にその案を市のホームページに掲載、市役所の「８４０情報資料コーナー」等に備え付けるなどの方法により市民に公表し、広く市民の意見を聴取しなければならないことを規定しています。
②　行政は、市民に意見を求めた場合には、提出された意見を十分に考慮し、処理結果（案に反映されたか否か、どのように反映したかなど）や理由を公表しなければならないことを規定しています。

改　訂　後	改　訂　前
【補足説明】 本市では、平成 22 年 6 月に「八潮市パブリックコメント手続実施要綱」を策定し、対象とする政策(計画等)、意見の受付期間・提出方法等を定めています。	【補足説明】 本市では **「八潮市行政手続条例」において、規則、審査基準、処分基準や行政指導指針について、意見公募手続、提出意見の考慮、結果の公示等を規定しています。**平成 22 年 6 月には「八潮市パブリックコメント手続実施要綱」を策定し、対象とする政策(計画等)、意見の受付期間・提出方法等を定めています。

「八潮市パブリックコメント手続実施要綱」では、パブリックコメント手続の対象を次に掲げる計画等の策定及び変更としています。 ⑴市の基本的な方向性を示す計画 ⑵個別の行政分野における施策の基本的な方針及び計画 ⑶市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言 ⑷その他実施機関が特に必要と判断したもの なお、条例の制定等については、住民の代表である議員が組織する議会の議決によって成立するものですが、市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定等については、条文形式になる前の基本方針等の立案時点で、市民参加（検討委員会等）による検討及びパブリックコメントによる意見聴取等を行うことを基本とし、「⑷その他実施機関が特に必要と判断したもの」に含まれます。	